

徳島市 eco リーダー会会則

(名称)

第1条 本会は、「徳島市 eco リーダー会」（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を徳島市大原町内開43-7（代表者宅）に置く。

(目的)

第3条 本会は、環境保全活動およびその啓発につとめ、地域の環境の保全並びにまちづくりに貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 自己研鑽を図り、市民への環境啓発に努める。
- (2) 地域の環境保全活動に指導者として積極的に関わる。
- (3) 他の環境団体と連携する。
- (4) 環境に関する講座やイベント等に協力する。

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、家族会員及び賛助会員からなる。

- 2 正会員は、第3条の目的に賛同し、本会の運営及び活動に積極的に参加する個人とする。
- 3 家族会員は、第3条の目的に賛同し、本会のイベントに協力する2人以上の家族とする。
- 4 賛助会員は、第3条の目的に賛同し本会の活動を援助する個人及び団体とする。
- 5 会員として入会する時は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 6 会費を1年間未納したものは、休会とみなす。
- 7 会員が退会を希望する場合は、代表へ申し出るものとする。

(役員)

第6条 本会には、次の役員並びに事務局を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 代 表 | 1 名 |
| (2) 副代表 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 事務局 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

(役員の任務)

第7条 代表は、本会を代表し、本会の業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表不在の時はその職務を代理する。
- 3 理事は、役員会を構成し、本会の事業を執行する。
- 4 監事は、当会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 会議は次の通りおこなう。

- (1) 総会は毎年1回、代表が招集する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2) 役員会は随時開催する。
- (3) 定例会は毎月1回開催する。
- (4) 代表は会議の議長となり、議事を統括する。

(総会)

第10条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 会則に関する事。
- (2) 代表、副代表に関する事。
- (3) 活動計画、活動報告に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、本会の運営に関する事。

(役員会)

第11条 役員会は、代表が招集する。

- 2 役員会は、代表、副代表、理事、会計、事務局で構成する。
- 3 役員会は、本会の事業活動を審議し決定する。

(定例会)

第12条 定例会は、代表が招集する。

- 2 定例会は、会員の情報交換等をする。
- 3 定例会は、役員会で決定した事業活動の具体的な実施計画を話し合う。

(役員会の専決)

第13条 代表は、役員会をやむをえず招集できない場合は、議決すべき事項を専決することができる。

- 2 代表は、前項の規定により専決した場合は、これを次の役員会において報告し、その承認を得なければならない。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入を持って充てる。

- 2 正会員の年会費は、年間1,000円とする(ボランティア活動保険費を含む)。
- 3 家族会員の年会費は、1人あたり年間500円とする(ボランティア活動保険費を含む)。
- 4 賛助会員の年会費は、1口以上(1口1,000円)とする。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの間とする。

(補則)

この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

付則

- 1 この会則は、平成20年3月18日から施行する。
- 2 この会則は、平成21年4月28日から施行する。
- 3 この会則は、平成30年5月27日から施行する。
- 4 この会則は、令和元年5月26日から施行する。
- 5 この会則は、令和3年5月16日から施行する。
- 6 この会則は、令和7年6月8日から施行する。